

大分県山村振興基本方針

2026年3月

大分県

目 次

	頁
I 地域の概況	1
II Iを踏まえた振興山村の課題とこれまでの山村振興対策の実施状況	8
III 振興の基本方針及び振興施策	12
① 振興山村の振興の意義及び方向に関する事項	12
② 交通施策に関する基本的事項	12
③ 情報通信施策に関する基本的事項	12
④ 産業基盤施策に関する基本的事項	13
⑤ 産業振興施策に関する基本的事項	13
⑥ 防災に係る施策に関する基本的事項	14
⑦ 医療の確保に係る施策に関する基本的事項	15
⑧ 社会福祉施策（子育て環境の確保に関する施策を含む。）に関する基本的事項	15
⑨ 文教施策に関する基本的事項	16
⑩ 社会・生活環境施策（集落整備施策を含む。）に関する基本的事項	17
⑪ 移住・交流施策に関する基本的事項	18
⑫ 担い手施策（労働条件の改善に関する施策を含む）に関する基本的事項	18
⑬ 自然環境の保全及び再生に係る施策に関する基本的事項	19
IV 他の地域振興等に関する計画との関連	20

山村振興基本方針書

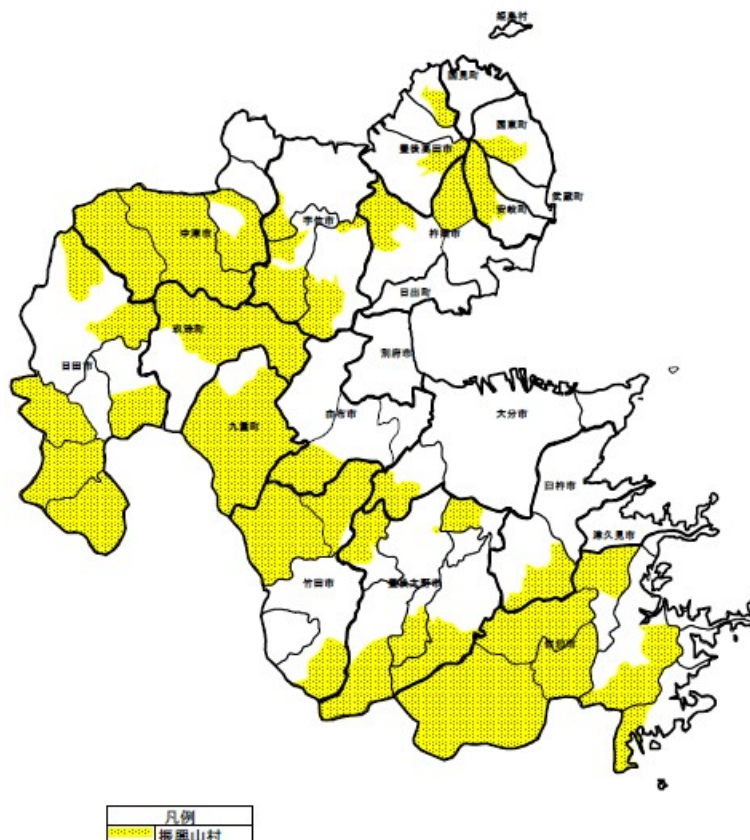
都道府県名	大分県
作成年度	令和7年度

I 地域の概況

(1) 県域における振興山村の状況

- ・本県において、山村振興法（昭和40年法律第64号）に基づき昭和25年2月1日における市町村の区域（以下「旧市町村の区域」という。）で61区域が、昭和40年度から昭和47年度にかけて、順次、国から指定を受けているが、位置図のとおり、県内の広範囲に分布している。また、市町村合併の進展により、令和7年4月1日現在では、全18市町村のうち14市町が振興山村の区域を管轄する市町（以下「振興山村市町」という。）であり、全てが「一部山村」となっている。

振興山村位置図（令和7年4月1日現在）



本県の振興山村の指定状況

現市（郡）名	旧市町村名	旧町村名（昭和 25 年当時の旧市町村名）
大分市	野津原町	今市村
中津市	本耶馬溪町	東耶馬溪村、東谷村、西谷村
	耶馬溪町	耶馬溪村、津民村、山移村、深耶馬溪村、下郷村
	山国町	槻木村、溝部村、三郷村
日田市	日田市	東有田村、小野村
	前津江村	前津江村
	中津江村	中津江村
	上津江村	上津江村
	天瀬町	五馬村
佐伯市	佐伯市	青山村、木立村
	弥生町	明治村
	本匠村	因尾村、中野村
	宇目町	重岡村、小野市村
	直川村	直見村、川原木村
	蒲江町	名護屋村
臼杵市	野津町	川登村
竹田市	竹田市	姫嶽村
	久住町	久住町、都野村、白丹村
	直入町	長湯村、下竹田村
豊後高田市	豊後高田市	東都甲村
	香々地町	三重村
杵築市	大田村	田原村、朝田村
	山香町	立石町、山浦村
宇佐市	宇佐市	麻生村
	院内町	高並村、院内村、南院内村
	安心院町	明治村、西馬城村
豊後大野市	三重町	白山村
	清川村	合川村
	緒方町	長谷川村
	朝地町	西大野村
	犬飼町	長谷村
由布市	庄内町	阿蘇野村
国東市	国東町	豊崎村
	安岐町	西武蔵村、朝来村
玖珠郡	九重町	南山田村、野上村、飯田村
玖珠郡	玖珠町	森町、八幡村

県内の振興山村の状況

区 分	全 県 (A)	振興山村 (B)	比率 (B/A)
市町村数	18	14	77.8%
面 積	6,341k m ²	2,825k m ²	44.6%
人口	1,123,852 人	51,676 人	4.6%
若年者比率(15～29 歳)	12.3%	7.1%	—
高齢者比率(65 歳以上)	33.5%	50.2%	—

出典：(面積) 令和 7 年度全国都道府県市区町村別面積調(国土交通省国土地理院)

(人口) 令和 2 年国勢調査

市町村数は、令和 7 年 4 月 1 日現在

(2) 自然環境に係る状況

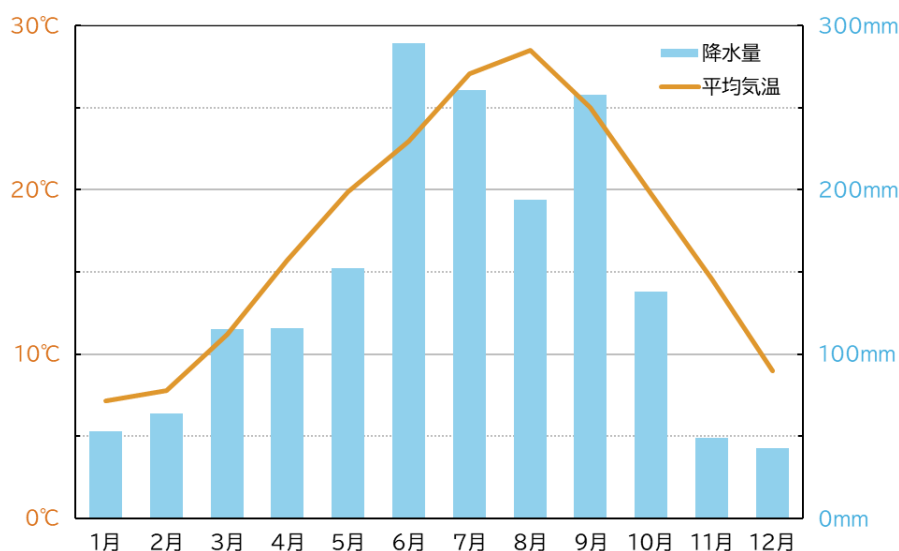
ア 地理、地勢

- ・ 本県は、九州の北東部に位置し、総面積は 6,341km²で東西 128km 南北 116km に及び、非常に変化に富んだ地形、気候、豊かな自然を有している。
- ・ 地質的には、臼杵市と熊本県八代市とを結ぶ地質構造線によって南北に分けられ、北部は火山岩が多く、南部は古生層や中央層が広く分布し、石灰岩が多くみられる。この複雑な地層が、多様な地形と豊かな自然を生み出しており、「九州の屋根」と呼ばれるくじゅう連山をはじめ、由布・鶴見、祖母・傾、英彦の山々が連なり、県土の7割が林野で占められている。

イ 気候

- ・ 気候は瀬戸内海型、太平洋沿岸型、内陸山地型の気候区分に分類され、県南部では亜熱帯植物も生育し温暖多湿、また、内陸山地では標高が高く、冷涼で積雪も観測されるなど、地域ごとに特色があるが、全体としては温暖である。

大分市の気象（平成 27 年～令和 6 年の平均）



出典：大分県のすがた 2025（県統計調査課作成）

(3) 社会及び経済に係る状況

ア 人口の動向

- ・ 振興山村の人口については、令和2年は 51,676 人と全県の 4.6%を占めており、平成22年の 5.8%と比較して 1.2 ポイント減少している。
- ・ 年齢構成で見ると、14歳以下の低年齢層の割合は、出生率の低下や、進学に伴う転出などにより減少しており、令和2年では 7.4%となっている。また、65歳以上の高齢者数の割合は年々増加し、令和2年には 50.2%と、県全体を上回る勢いで高齢化が進行している。
- ・ 一方で、UIJ ターンに加え、コロナ禍がもたらした行動変容に伴い、転職することなく、テレワークを活用しながら本社等への遠隔勤務を行う「転職なき移住」や「二地域居住」の機運が高まっている。

年齢階層別人口の動向

(単位：人)

年度	振興山村				
	総数	0～14歳	15～29歳	30～64歳	65歳以上
H22	69,783 (100%)	6,497 (9.3%)	6,813 (9.8%)	28,498 (40.8%)	27,968 (40.1%)
R2	51,676 (100%)	3,849 (7.4%)	3,676 (7.1%)	18,206 (35.3%)	25,945 (50.2%)

年度	県全体				
	総数	0～14歳	15～29歳	30～64歳	65歳以上
H22	1,196,529 (100%)	156,527 (13.1%)	171,303 (14.3%)	505,132 (46.0%)	318,567 (26.6%)
R2	1,123,852 (100%)	136,329 (12.1%)	142,779 (12.7%)	470,858 (41.9%)	373,886 (33.3%)

出典：平成22年、令和2年国勢調査

イ 交通の状況

- ・経済立地条件が不利で、路線バスの減便・廃止等が進むとともに、タクシー運転手の確保が困難な地域も見られる。

ウ 情報通信の状況

- ・振興山村の中には、携帯電話を利用できない地域が依然として存在し、都市部との間には情報通信環境に格差がある。

エ 産業構造の動向

- ・本県における産業別生産額の構成比率については、県全体及び振興山村どちらにおいても大きな差がなく、約 60%を第三次産業が占めている。
- ・県内振興山村の農業は、標高 0 mから 1,000m近くまで耕地が分布し、耕地面積の約 70%が中山間地域に位置する起伏の多い地勢にあり、こうした地域条件を活かし、米や野菜、果樹、花きの園芸作物や肉用牛など、多様な品目が生産されている。
- ・林業においては、円安等の影響により木材需要が堅調に推移しており、豊富なスギ・ヒノキの人工林資源を背景に、主伐による木材生産とその後の再造林が増加している。また、山村地域の大きな収入源として乾しいたけ生産も盛んである。
- ・半導体、精密機械、自動車、IT など幅広い分野の企業が立地している。

産業別生産額の動向

(単位：百万円)

年度	振興山村				県全体			
	全体	1次産業	2次産業	3次産業	全体	1次産業	2次産業	3次産業
R4	4,299,154 (100%)	79,667 (1.9%)	1,610,629 (37.4%)	2,608,858 (60.7%)	4,824,895 (100%)	85,561 (1.8%)	1,704,960 (35.3%)	3,034,374 (62.9%)

出典：令和 4 年度大分県市町村民経済計算（県統計調査課）

オ 近年の主な自然災害の発生状況

- ・気候変動の影響により自然災害が頻発・激甚化しており、本県においても平成 29 年九州北部豪雨、令和 2 年 7 月豪雨、令和 5 年の梅雨前線豪雨や令和 6 年台風第 10 号などにより、甚大な浸水被害や土砂災害が発生した。

カ 医療の状況

- ・高齢化に伴い、医療ニーズが一層高まっているが、医療機関がない無医地区が存在するほか、無医地区ではないものの、十分な診療科が設置されず、定期的な診療を担う医師の確保が困難であるなど、医療の提供に支障が生じている地区も見られる。

キ 社会福祉の状況

- ・高齢化に伴い、介護給付等対象サービスや老人福祉法に基づく福祉サービスの利用ニーズは増えているものの、サービスの提供が十分ではない地域が見られる。

ク 教育の状況

- ・過疎化や少子高齢化、情報化の進展など地域社会や生活環境の変容を背景としてこどもたちの人間関係を育む力、規範意識や自己肯定感の低さなどが指摘されている。
- ・人口減少が急速に進む中、地方創生の観点からも、高校に期待される役割は非常に大きくなっている。地元地域との連携・協働の下、こどもたちに選ばれる、魅力ある学校づくりが必要である。

ケ 社会・生活環境の状況

- ・県内振興山村においては、水道普及率の大幅な改善が図られた。また、生活排水処理については、農業集落排水施設等の整備による集合処理は完了しており、単独処理浄化等から合併処理浄化槽への転換による個別処理も推進している。
- ・人口流出に伴う空き家の増加やその管理が課題となっているが、一部では、空き家バンクの利用により、空き家が活用されている。

コ 移住・交流の状況

- ・新規就農や林業への就業等を契機に他地域から移住する住民も見られる。
- ・テレワークを活用した「転職なき移住」や、県外在住者で週末は大分県で暮らす二地域居住者への関心が高まっている。

サ 就業者の動向

- ・振興山村においては、25.4%が第1次産業に従事しており、県平均の約4倍となっている。

産業別就業者数の動向

(単位：千人)

年度	振興山村				県全体			
	全体	1次産業	2次産業	3次産業	全体	1次産業	2次産業	3次産業
H22	32,534 (100%)	8,556 (26.3%)	6,970 (21.4%)	17,008 (52.3%)	550,450 (100%)	41,159 (7.5%)	133,819 (24.3%)	375,473 (68.2%)
R2	25,266 (100%)	6,399 (25.4%)	5,137 (20.3%)	13,730 (54.3%)	550,479 (100%)	33,759 (6.1%)	127,640 (23.2%)	389,080 (70.7%)

出典：平成22年、令和2年国勢調査

シ 自然環境や景観の保全状況

- ・振興山村における豊かな自然や美しい景観は、日々の暮らしに潤いを与えるとともに、他地域からの移住や交流を促す山村の価値や魅力の一つとして重要であり、各振興山村においても固有の自然環境や景観を維持する取組が行われている。

Ⅱ Iを踏まえた振興山村の課題とこれまでの山村振興対策の実施状況

1. 山村振興の課題

(1) 総論

本県の振興山村においては、特に若年層を中心に転出超過となっており、出生率も低下が続き、農林水産業をはじめとした各種産業、文化、教育、福祉サービス等の提供にわたる担い手不足が深刻な課題となっている。山村における暮らしを維持していくためには、転出超過の抑制、出生率の向上とともに、他地域からの移住者により、担い手や人材を確保する必要がある。

また、農業や林業等における耕作放棄地や管理放棄森林等の増加により、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全や良好な景観の形成といった、山村地域の有する公益的な機能の十分な発揮が危ぶまれる状況となっている。

(2) 各論

ア 交通について

- ・高規格道路は未だ整備途上であるとともに、山村地域の生活道路となる国道・県道や市町道は、未改良区間や災害に対して脆弱な箇所が多く存在する。
- ・公共交通機関の路線の見直し、減便・廃止等により、山村地域における日常的な移動のための交通手段の確保が困難な地域が増えている。その結果、高齢者等の通院や学生の他地域への通学が難しくなり、域外への転出を促す要因の一つとなっている。
- ・また、商店の閉店等により、身近で買い物ができない地域が増えつつある。加えて、運送業の人手不足により、山村地域への適時の物流が危ぶまれる状況となっている。

イ 情報通信について

- ・山村地域は顕著な人口減少下にあり、人手不足を補うためにも特にデジタル化やデジタル・トランスフォーメーションの進展が求められる。スマート農林水産業の推進、地域公共交通の効率化、物流の確保、医療や教育の充実等を進める上で、携帯電話基地局や光ファイバー等の通信施設の整備等が必要である。
- ・また、これらのデジタル技術の活用を進めるためには、人材の育成・確保も必要である。

ウ 産業基盤整備について

- ・農地については、遊休農地となっているものや荒廃農地化しているものも少なくない。そのため、意欲ある担い手への農地の集積・集約化など適正な利用を進めるとともに基盤整備や農道の整備、農業用ため池や排水施設等の整備を行う必要がある。
- ・林地については、効率的な木材生産の基盤となる林道等の路網整備や高性能林業機械の導入等を進める必要がある。加えて、経営が困難となっている小規模な林地につい

て、意欲ある経営体への林地集積を進める必要がある。

エ 産業振興について

- ・農業や林業では、地域の高齢化や人口減少で持続的な生産活動が難しくなっている。加えて、猛暑や豪雨などの気候変動をはじめ、国際情勢の不安定化、生産資材や飼料の高騰など多くの変化に直面している。こうした変化に柔軟に対応していくため、担い手と産地・地域の両面から生産性を向上していくことが必要である。そのため、「園芸・畜産の生産拡大を中心とした農業の成長産業化」、「循環型林業の確立による林業・木材産業の持続的な発展」、「環境変化に対応し豊かな漁場を次世代につなげる水産業への転換」の実現に向け、山村の基幹産業である一次産業の振興に取り組む必要がある。
- ・一次産業以外の産業においても、地域住民の生活に必要なサービス業の衰退などが課題となっており、担い手の確保や先端技術の活用によって、産業の維持と活性化を図ることが課題である。小売業や観光業等のサービス業等においては、既従事者の安定的な生活を確保する観点から、また、他地域からの移住や定住を促す就業先の確保の観点からも、維持・発展することが求められる。
- ・また、起業等による新たな雇用先の創出を図ることも重要である。観光を主産業とする地域等においては、従来から地域が有する価値や魅力、地域に滞在する良さについて効果的に発信するとともに、新たな観光資源発掘や創出を図る必要がある。
- ・野生鳥獣による被害が深刻化しており、山村の振興には鳥獣被害対策が必要不可欠な状況である。「予防・集落環境対策」、「捕獲対策」、「狩猟者確保対策」「獣肉利活用対策」の4つの鳥獣被害対策を効果的に進めることが重要である。

オ 防災について

- ・地理的条件や近年頻発・激甚化する自然災害に対応するには、孤立集落対策の強化など、一層の防災対策の推進が不可欠である。山地崩壊防止の観点から、森林整備や国土保全施設の整備に取り組むほか、災害が発生した場合の復旧体制、避難住民への対応や二次災害の防止への対策が重要である。
- ・加えて、道路などのインフラ、建築物等についても災害からの早期復旧・復興や事前防災等の国土強靱化に資する取組の充実が求められる。
- ・また、高度経済成長期以降に集中的に整備されたインフラの老朽化が進行しており、施設の安全性を確保することが重要である。

カ 医療について

- ・従来から無医地区における医療提供体制の確保が課題となってきたが、令和6年から医師についても時間外労働時間の上限規制が適用されるなど、山村地域においては、

複数の診療科に対応できる医師の確保が困難となることが懸念されている。

- ・併せて、緊急時に近隣の高度医療の提供が可能な病院等への救急搬送の重要性も高まっており、連携体制の強化とともに医療機関への短時間でのアクセスが可能となるような環境整備も必要である。

キ 社会福祉について

- ・高齢化に伴い、介護給付等対象サービスや老人福祉法に基づく福祉サービスの利用ニーズ、生活支援を要する一人暮らし世帯が増えているものの、その従事者の人材不足により、各サービスの提供体制が十分でない地域がある。
- ・障がい者や養護者の高齢化など障がい者を取り巻く環境も変化しており、障がい者が安心して日常生活を送るため、また、養護者の負担を軽減するため、障がいの種類や程度に応じた適切な障害福祉サービスの提供体制が十分でない地域がある。
- ・就労、芸術文化、スポーツなどあらゆる分野において障がいのある人もない人も共に生活し、活動できる社会の構築を目指す「ノーマライゼーション」の理念のもと、地域社会の中で障がい者が自立し、参加できる環境づくりが必要である。

ク 文化や教育について

- ・変化が激しく、将来の予測が困難な時代を生きることにもたちには、様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓くとともに、未来に向けて自らが社会の担い手として、活躍していくことが期待されている。
- ・このため、学校教育においては、学校・家庭・地域が目標や課題を共有し、協働して教育活動を進めるとともに、人口減少などを踏まえ遠隔教育の推進や魅力・特色ある高校づくりなど教育環境の向上を図る必要がある。
- ・また、共に学び支え合う社会の実現に向けた社会教育の推進や、文化財・伝統文化の保存・継承と魅力の発信、そして、生涯にわたってスポーツに親しむ機会を充実させることが求められる。

ケ 社会・生活環境について

- ・振興山村においては、県民が安心して暮らすことができるため、住宅、集落道、水質及び水量の安定した水源の確保や給水施設の適切な維持管理など生活インフラを維持する施策が求められる。
- ・人口減少や高齢化が進み、地域の共同活動の維持が課題となっている。

コ 移住・交流について

- ・山村における新たな担い手を確保し、地域経済の活性化や、賑わいの維持・回復等を図るためには、山村地域に関心を持ってもらうための情報発信等の普及、移住者等が

受け入れられる生活環境の充実、お試し移住など体験機会の創出等の推進を図る必要がある。また、関係人口の創出や二地域居住を推進する動きが見られる地域もあり、先行する地域の動向を注視しつつ、成果や課題を他の地域にも共有していく必要がある。

サ 担い手について

- ・人口減少に伴い、就業者を十分に確保できておらず、医療・福祉・教育などの公共サービスの質の低下や、金融機関等の生活必需サービスの撤退等により、住民生活に影響が出始めている地域があり、更なる人口流出に繋がることが懸念される。
- ・振興山村の深刻な人口減少が進む中で、産業の振興、文化等の継承、住民サービスの提供等、住みやすい山村を維持・継続するためには、その担い手を確保する必要がある。

シ 自然環境の保全及び再生について

- ・山村の振興を進めるに当たり、自然環境や自然景観の保全に留意し、生態系の健全性の回復に務めることが求められる。

Ⅲ 振興の基本方針及び振興施策

① 振興山村の振興の意義及び方向に関する事項

人口減少や高齢化の進展、産業を取り巻く環境の劇的な変化、デジタル社会の進展など時代の潮流は大きく変化している。

こうした中、令和6年9月に策定した大分県長期総合計画「安心・元気・未来創造ビジョン2024」で、『誰もが安心して元気に活躍できる大分県』『知恵と努力が報われ未来を創造できる大分県』を基本目標に、県政の諸施策を総合的に推進していくこととしている。

また、「過疎地域持続的発展方針」においても、長期総合計画と方向性を同じくし、持続可能な地域社会の形成と地域資源等を活用した地域活力の更なる向上を目指して、取り組んでいくこととしている。

山村振興基本方針においても、長期総合計画と方向性を同じくし、山村の有する多面にわたる機能が十分に発揮され、県民がそれらの恵沢を享受することができるよう、森林等の保全、産業基盤及び生活環境の整備、地域の特性を活かした産業の育成と就業の機会の創出、福祉の向上を通じた魅力ある地域社会の形成、山村への移住を含めた定住の促進等を推進する。

② 交通施策に関する基本的事項

中九州横断道路や中津日田道路などの高規格道路、日常生活を支える国道・県道・市町村道について、地域の実情を勘案しながら体系的な道路網の整備を進める。また、地域住民の日常生活に不可欠な交通サービス・移動手段を確保するため、路線バス等の維持、公共ライドシェア等のデマンド交通の導入により、交通空白の解消を促し、地域旅客運送サービスの持続的な提供を進めるとともに、地域住民の生活に直結する物流の維持・確保のため、効率化を促進する。

主な施策

- ・ 産業の振興や地域間交流を促進する道路の整備
- ・ 落石対策など集落の孤立を防ぐ道路防災対策や、歩道の整備など生活道路としての安全を確保する道路整備
- ・ 民間路線バスの維持やデマンド交通等生活交通の確保への支援
- ・ 公共交通事業者が取り組む運転手の確保対策・労働環境改善への支援
- ・ 物流の維持・確保に向けた効率化の促進

③ 情報通信施策に関する基本的事項

安心して暮らせる地域社会の形成に向けて、産業、交通、流通、保健・医療・福祉、教育、防災・安全、住宅など様々な分野で先端的な情報通信技術の活用の実現を促す。特に、デジタル社会の形成を促進するために必要な人材育成や携帯電話基地局や光ファイバー等の通信施設の整備を進め、情報流通の円滑化、高度情報通信ネットワークを利用できる通信体系の充実を図る。

主な施策

- ・ 携帯電話等の不感地域を解消に向けた民間事業者へのサービス提供地域の拡大の働きかけ及び市町村と連携した基地局等の整備の推進

- ・ 市町村と連携したケーブルテレビ光化の促進
- ・ 市町村や民間企業等と連携した住民のデジタルスキルの向上に向けた取組
- ・ 過疎地域に立地する企業等のテレワークなど、様々なニーズに対応することを目的とした高速通信環境の整備の促進

④ 産業基盤施策に関する基本的事項

食料供給や農地、森林の県土保全機能等の発揮のため、農地・林地等の基盤整備を進める。

中山間地域に応じた生産条件の改善に向け、農地・農業水利施設の整備とアクセス向上のための農道等の整備を推進する。

林業経営体への林地の集積促進と林道等の路網整備の計画的な実施により、森林整備や木材生産・流通等の効率化を目指す。

主な施策

- ・ ほ場整備、農業水利施設整備、防災重点農業用ため池の整備、農道整備等の農業生産基盤整備、耕作放棄地の抑制・活用対策
- ・ これまで整備されてきた農業水利施設等の適切な保全管理・計画的な更新整備
- ・ 集落等を単位にした農用地を維持管理するための協定締結の促進
- ・ 規模拡大等の意欲ある林業経営体への林地集積の促進
- ・ 計画的な森林経営を推進するための林道等の路網整備の促進

⑤ 産業振興施策に関する基本的事項

農林漁業者の高齢化や就業者数の減少に対応するため、スマート技術の導入や農業支援サービス事業者の育成に加え、農地・林地の集積・集約化等を促進することで中核的経営体の経営拡大を進める。また、新規就業者の確保や企業の参入を促進する。

多様化するマーケットに対応した産地づくりを進めるため、農業では、園芸品目の産地拡大や畜産生産基盤の強化、水田利用型農業の高収益化に取り組む。林業では、大径材等の活用促進や早生樹造林を加速するなど「伐って・使って・植えて・育てる」循環型林業を推進する。水産業では、マーケット等に対応した養殖業の推進やつくり育てる栽培漁業の拡大等に取り組む。

地域の優良農地を活かした営農を推進するため、花木類や放牧など粗放的な管理手法の導入等を図る。

豊かな森林と木のある暮らしを時代につなげていくため、学校等と連携し、こどもの学びの段階に応じた体系的・継続的な森林・林業教育を推進する。

地域の特性を生かし、その土地の農林水産物や文化・歴史、森林、景観等の地域資源を活用し、山村ならではの付加価値の高い商品やサービスの開発等を促進するとともに、産業別生産額の割合の高いサービス産業の振興を推進する。

予防強化集落における防護柵の設置などの予防・集落環境対策、ICT わなの活用による効率的な捕獲対策、狩猟免許試験に係る手数料等の負担軽減による狩猟者確保対策、学校給食へのジビエ提供などによる獣肉利活用対策の4つの対策を総合的に進めることで、山村地域における鳥獣被害対策を推進する。

地熱発電や木質バイオマスエネルギーを中心とした再生可能エネルギーの利用の促進を図るとともに、その推進に当たっては、山村の多面的機能が損なわれないよう、自然環境や住民の意向等に配慮する。

山村地域の多様な地域資源を損なうことなく、現在から将来に引き継ぐための持続可能な観光地域づくりを行う。

主な施策

- ・ 認定農業者、参入企業、集落営農法人など中核的経営体の経営拡大の推進
- ・ 新規就農者の受入体制強化と企業参入の促進
- ・ スマート技術の導入や農業支援サービス事業体の育成など経営体を支える技術・システムの構築
- ・ 地域計画等と連動した農地の集積・集約化
- ・ 園芸基幹品目を中心とした強い園芸産地づくり
- ・ おおいた和牛ブランド確立に向けた技術力向上と生産基盤の強化
- ・ 国産需要に対応した麦・大豆の本作化や飼料用作物の生産拡大
- ・ 食品・加工企業と連携した産地づくりの推進
- ・ 農地の最適な土地利用に向けた粗放的な管理手法の導入推進
- ・ 農山村資源の付加価値向上と県産県消の推進
- ・ 被害や生態に応じた効果的な鳥獣被害対策の推進
- ・ 持続可能な林業経営を支える担い手の育成・確保
- ・ 大径材等の活用促進と加工・流通体制の強化
- ・ 早生樹による再造林の加速
- ・ 日本一を誇る乾しいたけ産地の持続的発展対策
- ・ 魅力ある漁業をつくる担い手の育成・確保
- ・ マーケットや環境に対応した養殖業への転換
- ・ つくり育てる栽培漁業の拡大と守り育む資源管理の強化
- ・ 地域と食をつなぐ魚食の拡大と販路の開拓
- ・ 地域の特性を生かした特産物の開発、販路拡大
- ・ 商談会の開催やオンラインショップを活用した国内外への販路拡大
- ・ 商業者団体等の地域課題解決への取組の促進及び人材の育成
- ・ サービス産業の業務改善や効果的・効率的なサービスの提供、情報発信等の促進
- ・ 地熱発電や木質バイオマスをはじめとする再生可能エネルギーの地域での利用の促進
- ・ 地域の特性を生かした観光業の振興促進

⑥ 防災に係る施策に関する基本的事項

振興山村は、山崩れ、土石流、地すべりなど山地に起因する災害が発生しやすい一方、国土や自然環境を保全するとともに、水源を涵養し、国民に必要な資源を供給するなど国民が安全で快適な生活を営む上で重要な役割を担っている。そのため、山村地域住民の生命、財産を守り、安全・安心な暮らしを確保するとともに、多面にわたる機能の発揮を図

るため、間伐及び主伐後の再生林や、その実施に必要な強靱で代替路にもなる林道の開設・改良を推進する。加えて、土砂の流出抑制、流木災害リスクの軽減に配慮した国土保全施設等のハード対策と地域ぐるみの保全活動や防災マップづくり等のソフト対策を総合的に推進する。

また、頻発・激甚化する水災害など自然災害からの被害を軽減するため、強靱な県土づくりを推進する。あわせて、災害発生時の住民の孤立を回避し、地域経済への影響を防ぐため、被災者の救難、救助、施設及び設備の応急復旧、緊急輸送の確保等の災害応急対策の実行性が確保されるよう配慮する。

加えて、インフラの老朽化に対応するため、定期的な点検・診断や適切なタイミングで補修を実施する。

主な施策

- ・ 県土の保全や水源のかん養を図るための治山施設の整備、災害により低下した保安林機能の回復、森林の適正な整備保全等の推進
- ・ ダム再生や河川改修など抜本的な治水対策をはじめとした流域治水の推進
- ・ 砂防ダム、急傾斜地崩壊対策施設の整備など土砂災害対策の推進
- ・ 橋梁・住宅の耐震化など地震対策の推進
- ・ 迅速・的確な避難を促す防災情報の発信強化や防災訓練を通じた関係団体との連携強化、防災意識の啓発
- ・ 建設人材の確保を含めた、道路啓開体制の充実・強化
- ・ 長寿命化計画に基づく、計画的なインフラ老朽化対策の推進

⑦ 医療の確保に係る施策に関する基本的事項

無医地区に関し、定期的な巡回診療、保健師等による訪問、遠隔医療の活用、医療機関の協力体制（救急医療用の機器を装備したヘリコプター等に、医師や看護師等が搭乗し、患者の搬送中に処置や治療を行うことができる体制を含む。）の整備等を促進する。

無医地区以外の地区において医療の提供に支障が生じている場合には、必要な医師、歯科医師及び看護師の確保、定期的な巡回診療、保健師の配置、遠隔医療の実施及び必要な設備整備に対する支援、医療機関の協力体制の整備等により当該地区における医療の充実が図られるよう適切な配慮を行う。

主な施策

- ・ へき地医療対策の一環としての医師の派遣やへき地診療所及びへき地医療拠点病院の運営支援
- ・ 患者輸送体制の充実を図る患者輸送車などの整備やドクターヘリ等の活用
- ・ 県内地域医療に係る連携体制の構築
- ・ 道路整備における医療機関へのアクセスに係る配慮

⑧ 社会福祉施策（子育て環境の確保に関する施策を含む。）に関する基本的事項

高齢化が全国平均を上回るペースで進行する中、高齢者をはじめ介護を必要とする住民が、慣れ親しんだ山村においてできるだけ安全・安心に社会参加活動を行いながら自立し

て暮らしつつ、適切な介護サービスが受けられるよう、介護予防対策や地域リハビリテーション体制の整備に加え、介護給付等対象サービスに従事する者の確保及び介護施設の整備等の施策を推進する。

障がいのある人もない人も、誰もがお互いに人格と個性を尊重し、理解し合いながら、共に支え合い、いきいきと生活していける社会を実現するため、身近な地域で障がい者の生活を支えるサービス提供基盤の整備とグループホームなどの住まいの場、経済基盤となる働く場を確保するとともに、相談支援体制の充実や芸術文化・スポーツの振興、社会参加や交流活動を推進する。また、障がいの有無に関わらず、すべての人が自らの意思で自由に安心して行動できるようにするため、「ユニバーサルデザイン」の理念により、まちづくりを総合的に推進する。

児童福祉の増進及び子育て環境の確保を図る。

主な施策

- ・ 介護予防対策や地域リハビリテーション体制整備の推進
- ・ 人材育成や施設整備等の介護サービスの供給体制の整備
- ・ 生涯学習や生涯スポーツなどの振興や健康づくり対策の推進
- ・ 障害福祉サービス提供基盤の整備や、グループホームなどの住まい場と経済的基盤となる働く場の確保
- ・ 施設入所から地域での自立した生活への移行促進相談支援体制の整備、苦情解決や権利擁護の制度の周知・利用の促進
- ・ 就労支援や芸術文化・スポーツの振興、社会参加や交流活動の推進
- ・ ライフステージに応じた施策の連動と一貫した支援体制づくりの推進
- ・ 自治会などの地縁型団体や社会福祉法人、NPO法人、ボランティア団体など、様々な活動主体とのネットワーク化
- ・ 安心して生活し、活動できるやさしい福祉のまちづくり（バリアフリーのまちづくり）の推進
- ・ こどもの居場所として中・高校生世代に対応した児童館の機能強化の促進
- ・ 地域における健康づくり活動の促進と母子保健サービスの充実
- ・ 安心してこどもを生み育てられる保育サービスの充実化
- ・ 高齢者や子育て世帯など多様な世代が安全・安心に暮らせる良好な住環境の確保

⑨ 文教施策に関する基本的事項

こどもの学びと成長を地域全体で支える環境づくりや、魅力・特色ある高校づくりを進めるとともに、どの地域に住んでいても多様で質の高い教育が受けられるよう、遠隔教育の充実や、学校施設等の整備を進めるなど、教育環境の向上を図る。また、生涯にわたり学び続け、学んだことを活かして地域活性化や地域課題の解決に貢献できるよう、それぞれの意欲や希望に応じた学習環境を充実させる。

教育水準の維持・向上のため、地域の実情を十分に考慮しながら、学校施設等の整備・充実など教育環境の整備を図る。これまで、生徒の多様な学習ニーズに対応するため、特色ある学校づくりを進めてきた。少子化による生徒数の減少が見込まれる中、地域の自治体・

企業等との連携・協働による学校の魅力づくりに向け、コミュニティ・スクールやコンソーシアム等、学校と地域等との持続可能な協働体制の構築が推進されている。

地域の人々が、愛着をもって文化財・伝統文化を守り、承継するとともに、まちづくりなどに活用することで、地域を活性化する。また、国内外の人々が、デジタル技術やネットワーク技術を利用して、本県の文化財の魅力を知り、興味・関心を持ち、現地を訪れる機会が増えることで、地域の賑わいを創出する。

主な施策

- ・ 放課後や休日のこどもの体験活動・学習支援、登下校の見守りなど、地域コミュニティの活性化によるこどもの学びの支援への参画・協働の促進
- ・ 多くのこどもに選ばれ、地域や企業等に認知される学校づくりに向けた、SNS等を活用した県内外への魅力発信の推進及びこども・保護者の声などを踏まえた、新たな時代に対応した高等学校の在り方の検討
- ・ 伝統や文化等に関する教育やスポーツを通じた豊かな心の育成
- ・ 学校給食における地場産業の活用等による、地域の食文化や産業等に対する理解促進
- ・ 県内どの地域に住んでいても生徒の可能性を最大限に伸ばすことのできる、遠隔教育の「大分モデル」導入等による、多様で質の高い学びの機会の充実
- ・ 県民ニーズを踏まえた多様な学びを支える、公民館・図書館等社会教育施設のさらなる機能強化
- ・ 「教育庁所管県有建築物保全計画」に基づく計画的・効率的な長寿命化や省エネ化、バリアフリー化等による安全・安心な教育環境の整備・充実
- ・ 歴史的建造物をはじめとする文化遺産の活用を目的とした修理や整備の推進
- ・ 文化財・伝統文化の保存に向けた指定・選定・登録を通じた文化財の適切な保存・管理の推進及びデジタル技術の積極的な活用の推進
- ・ 文化財・伝統文化の継承に向けた県立歴史博物館・県立先哲史料館・県立埋蔵文化財センターが実施する、訪問講座や体験学習の機会の充実
- ・ 無形文化財や民俗文化財の鑑賞・体験を通じた住民の学習機会の充実

⑩ 社会・生活環境施策（集落整備施策を含む。）に関する基本的事項

山村における住民の生活環境を改善し、住民生活の安定を図るため、日常の快適な暮らしの基盤となる上下水道等の生活インフラの整備や住環境の整備が求められている。

水道は、地域住民の日常生活に直結し、健康で文化的な生活を営むうえで欠くことのできない施設であり、計画的な整備と施設の適正な管理を行うことにより、安心して飲めるおいしい水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目指す。

住環境においては、空き家等の活用を含めた住宅の確保や、浄化槽等の生活排水処理施設や廃棄物の処理施設の計画的、効率的な整備、生活関連道路等の生活基盤の整備を推進する。

また、買い物支援や高齢者の見守りなどの地域の活動に対する支援や地域運営組織（RMO）の形成への支援により地域コミュニティの維持・形成を促進するとともに、複数

集落の連携による集落機能を維持する。

主な施策

- ・ 水道施設、生活排水処理施設、廃棄物処理施設の整備促進
- ・ 集落間の連携を支え、主要な公共施設へのアクセスを改善する道路整備の推進
- ・ 集落の孤立を防ぐ道路防災対策、路肩拡幅や防草対策など地域のニーズや実情に応じた生活道路の環境整備の推進
- ・ ネットワーク・コミュニティの推進
- ・ 農村 RMO の形成の促進
- ・ 買い物支援や高齢者の見守りなど高齢者の生活支援の促進
- ・ 空き家の利活用や適正管理に向けた対策の推進

⑪ 移住・交流施策に関する基本的事項

少子高齢化による人口の自然減や地域外への転出に歯止めがかからないことから UIJ ターン等の取組を進める。本県人口の社会減の状況を見ると、10 代後半から 20 代前半の転出超過が大きく、また女性の転出人数は男性の転出人数を上回っている。このため山村地域に活力をもたらす若年者や子育て世帯に重点を置いた施策を推進する。

若い世代にとって、県外からの移住決断の壁となる就職先の確保を支援する。また、県出身の新卒者には WEB マガジン等を活用した県内企業の情報発信を行うとともに、本県からの進学者が多い福岡県では、大分県拠点施設「dot.」を活用して、就職相談や UIJ ターンのイベントを重点的に開催する。

移住に伴う負担軽減を図るため、移住支援金制度により移住を後押しする。

主な施策

- ・ 若者や子育て世帯に重点を置いた移住定住の促進
- ・ 大学卒業後に地方移住する学生への支援
- ・ 関係人口の創出や二拠点居住の促進
- ・ グリーンツーリズム、エコツーリズムの推進及び人材の育成
- ・ 自然、伝統文化、歴史等の山村の特色を生かした交流施設の整備
- ・ 伝統的郷土芸能や山村文化の継承、豊かな山村景観の保全
- ・ 保健・休養、体験学習、レクリエーションなど、森林の総合的利用の推進
- ・ 県内振興山村に関する一元的な情報発信
- ・ 総合補助金を活用した地域の活性化

⑫ 担い手施策（労働条件の改善に関する施策を含む。）に関する基本的事項

産業の種別を問わず就業者の減少や高齢化が進む中、地域の産業、文化の維持・発展や安心して生活できる地域社会の自立的かつ持続的な発展を図るためには、意欲と能力のある力強い担い手を確保・育成することが重要である。

このため、地域の中核的な経営体の育成及び地域内外からの就業を積極的に促す就業機会の確保・創出や労働条件の改善を図ることとし、各産業における知識や技術の習得機会の充実、産業を支える優れた経営体の育成を進める。また、男女ともに働きやすい職場環境の整備や、豊富な経験や技術を生かして高齢者が活躍する場の確保を進めるなど、多様

な人材の活用を促進する。

主な施策

- ・ 創業・スタートアップへの支援
- ・ 認定農業者や集落営農法人など地域農業の中核的な経営体育成と新規就農者確保の促進
- ・ スマート技術の導入や農業支援サービス事業体の育成など経営体を支える技術・システムの構築
- ・ 農林漁業の就労に関する相談窓口の配置やフェアの開催、おおいたジョブステーションやハローワークとの連携
- ・ 特定地域づくり事業協同組合制度の活用促進
- ・ 地域の担い手となる林業経営体等の育成・確保と新規参入の促進
- ・ 魅力ある漁業をつくる担い手の育成・確保の促進
- ・ 就業環境の整備や研修の充実による林業従事者の確保・育成

⑬ 自然環境の保全及び再生に係る施策に関する基本的な事項

本県の山村の多くは山岳地帯に位置し、豊かな自然環境に恵まれており、国土保全や水源涵養といった公益的な機能を有しており、山村での暮らしの豊かさや魅力の源でもあることから、山村の振興に当たっては、自然環境や自然景観の保全に留意するとともに、生態系の健全性の回復に努める。

主な施策

- ・ 自然公園等での自然環境の保全や生態系の健全性の回復
- ・ 地域の個性や特性を生かした、魅力ある景観の保全・形成

IV 他地域振興等に関する計画との関連

本県では、県政運営の基本方針である大分県長期総合計画「安心・元気・未来創造ビジョン 2024」(令和6年9月策定)に基づき、「誰もが安心して元気に活躍できる大分県」「知恵と努力が報われ未来を創造できる大分県」を基本目標として各種施策の推進に取り組んでいる。また、地域防災計画、国土強靱化地域計画に基づき、県民の安全・安心を守る施策を進めている。

本県の振興山村の多くは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)に基づく過疎地域にも指定されており、過疎地域持続的発展方針(令和3年8月策定)及び同計画との調整も必要である。

このため、本県における振興山村の振興施策の展開にあたっては、これらの計画との整合を図りながら推進するものとする。